

## 毒物劇物関係の変更届書に係る添付書類一覧

※①～③及び⑤～⑩の項目については、変更した日から30日以内に提出してください。

※④の項目については、あらかじめ（変更前）に提出してください。

変更内容（事項）	添付書類
① 氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）	・ 法人の場合、登記事項証明書 ・ 戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書（氏名変更）
② 毒物又は劇物を製造若しくは貯蔵し、または運搬する設備の重要な部分	・ 変更前と変更後の図面（保管庫等の立体図面）
③ 店舗等の名称	なし
④ 登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造又は輸入しようとするとき	・ 変更前と変更後の製造（輸入）品目書
⑤ 登録に係る毒物又は劇物の品目（当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る）	・ 変更前と変更後の製造（輸入）品目書
⑥ 主たる研究所の名称又は所在地	・ 名称：なし ・ 所在地：所管する保健所等に相談して下さい。 なお、本県の所管外への移転については、所管自治体にも相談して下さい。
⑦ 特定毒物を必要とする研究事項	・ 概要を記した書類
⑧ 特定毒物の品目	・ 変更前、変更後の比較対象表
⑨ 取り扱う毒物又は劇物の品目	・ 変更前、変更後の比較対象表
⑩ 事業場の所在地	所管する保健所等に相談して下さい。 なお、本県の所管外への移転については、所管自治体にも相談して下さい。 (※移転に伴う所在地の変更は、新規の登録又は届出が必要です。)

### 【該当する変更届出事項】

毒物劇物販売業	①～③
毒物劇物製造（輸入）業	①～③、④
毒物劇物業務上取扱者	①、③、⑨、⑩
特定毒物研究者	①、②、⑥～⑧
毒物劇物取扱責任者	毒物劇物取扱責任者が変更になった場合は、毒物劇物取扱責任者変更届を提出してください。 なお、責任者に変更がなく、婚姻等で住所・氏名が変わった場合には届出不要です。（この場合、登録更新申請の際に備考欄に変更事項を記載してください。）

※提出する書類は、原則として原本の提出が必要です。ただし、原本提示による写しの提出も認められます。